

説 明 書

委託業務名	佐賀県地域公共交通計画（案）策定業務
履行期間	契約締結日から令和9年3月12日（金）まで
契約上限額	8,448千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和8年4月6日（月）10時から
仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年4月7日（火）正午まで
参加資格確認申請書提出期限	令和8年4月10日（金）正午まで
提案書提出期限	令和8年4月20日（月）正午まで
プレゼンテーション	令和8年4月22日（水）
最優秀提案者の決定	令和8年4月23日（木）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を令和8年4月10日（金）正午まで提出しなければならない。

なお、佐賀県地域公共交通計画策定調査事業業務委託（R3年度実施）及び佐賀県地域交通利用実態調査業務委託（R7年度実施）の成果品については、令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）正午までの間、10の問い合わせ先にて閲覧できるものとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 会社概要（パンフレット等で可） | 1部 |
| ウ 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| エ 実績書（様式第4号）及び実績が確認できる添付資料 | 1部 |

※各種書類については、契約予定者名にて作成を行うこと。

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送（必着）による。

注）提出を郵送とする場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

各種書類、押印は必須としない。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和8年4月7日（火）正午までに電子メール又はファックスにより提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和8年4月9日（木）17時までに質問者に対し、電子メール又はファックスにより回答する。

なお、必要に応じて、佐賀県庁ホームページに回答内容を記載するとともに、掲載資料の様式を修正することがある。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（表紙）（様式第5号） … 5部
- イ 提案書（任意様式） … 5部
- ウ 業務スケジュール案（任意様式） … 5部
- エ 業務体制表（任意様式） … 5部
- オ 見積書（任意様式） … 5部

注）各種書類、押印については必須としない。

(2) 提出期限

令和8年4月20日（月）正午まで

※期限を過ぎて提出された書類は受理しない。

(3) 提案書（任意様式）作成にあたっての注意事項

提案書は会社名を記載し、A4（縦横は問わない）20ページ以内とすること。提案書の内容は以下に示す事項を満たすこととし、記載内容に不備が無いように十分留意すること。

【提案書の記載内容】

仕様書に記載する業務目的を踏まえ、本業務を実施するにあたって受注者としての考え方や、自社の強みを活かした工夫、実施方針を記載すること。特に、仕様書2

(1)～(5)については、具体的な取組手法（調査方法や調査対象、整理・分析方法等）をアウトプットイメージ等により、明確に示すこと。

なお、仕様書に示していない内容でも、事業の目的の実現に資すると思われるものについては、積極的に提案するとともに、提案箇所については、【追加提案】と記載のうえ示すこと。

(4) 業務体制表は、業務体制のほか、管理責任者及び業務従事者について、本業務に係る資格や同様業務の履行実績を、資格の写しや履行実績が確認できる資料を添付のうえ記載すること。

(5) 見積書に記載する金額は、契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(6) 提出後の変更、差し替え等は発注者が補正等を求める場合を除き、認めない。

(7) 提出された書類は返却しない。

(8) 提出は持参又は郵送（必着）とする。なお、提出を郵送とする場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(9) 提案書に記載した内容は原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、3で提出された

提案書等のみを使用し、1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。参加者側の出席者は3名以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）

なお、電源ケーブル、HDMIケーブル、モニターについては、貸出可能とする。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出書類を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとする。
- (3) 最低基準点以上の点数を得た者の中から評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とするものとし、それでもなお最優秀提案者が選定されない場合は、審査委員の協議のうえ、審査委員長が最優秀提案者を選定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (5) 最優秀提案者との仕様書に関する打合せは、令和8年4月24日（金）午後を実施する。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり
- (3) 支払方法 完了払

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 仕様書
- (3) スケジュール（案）
- (4) 評価基準（別紙）
- (5) 各種様式
- (6) 契約書（案）

10 問い合わせ先

担当課	佐賀県地域公共交通活性化協議会 （事務局 佐賀県地域交流部交通政策課地域交通システム室）
郵便番号	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話	0952-25-7525
ファックス番号	0952-25-7142
電子メールアドレス	koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp